

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年3月31日規則第17号）

最終改正:令和6年3月29日規則第13号

改正内容:令和6年3月29日規則第13号 [令和6年4月1日]

別表第1（第3条関係）

番号	占用の形態		免除の範囲
1	条例第4条第1号該当	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第11号に規定する応急仮設建築物のために占用するとき。	占用料の全部
2	条例第4条第2号該当	地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占用するとき。	占用料の全部
3	条例第4条第3号該当	公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件のために占用するとき。	占用料の全部
4	条例第4条第4号該当	街灯（アーチ型のものを除く。）のために占用するとき。	占用料の全部
		農道、林道その他の公共の用に供する通路のために占用するとき。	占用料の全部
		駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場のために占用するとき。	条例で定める額に100分の75を乗じて得た額

別表第2(第4条関係)

番号	占用の形態	免除の範囲
1	道路の附属物を無償で添架している電柱又は電話柱のために占有するとき。	占用料の全部
2	占有物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱のために占有するとき。	占用料の全部
3	公共的団体が設置する有線放送電話柱及び架空線のために占有するとき。	占用料の全部
4	公共的団体又は電気事業者若しくは電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線(認定電気通信事業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)のために占有するとき。	占用料の全部
5	ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管のために占有するとき。	占用料の全部
6	公共団体が設ける水管及び下水道管のために占有するとき。	占用料の全部
7	雨水又は汚水を排水する排水管のために占有するとき。	占用料の全部
8	無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場のために占有するとき。	占用料の全部
9	かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設のために占有するとき。	占用料の全部
10	カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板、フラワーポット等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件のため占有するとき。	占用料の全部
11	バス停留所標識、バス停留所の上屋、バス待合所及び消火栓標識のために占有するとき。	占用料の全部
12	公益法人が設置する有線テレビ(CATV)電柱及びその支柱、架空の道路横断電線及び各戸引込電線のために占有するとき。	占用料の全部
13	水路に蓋掛けした通路で、隣接地から当該通路へ出入りするため、日常生活上不可欠なもののために占有するとき。	占用料の全部
14	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定する自動運行補助施設のために占有するとき。	占用料の全部
15	道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占有するとき。	占用料の全部
16	電線類が上空に設置されていない道路において、無電柱化の推進の観点から地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機器のために占有するとき。	占用料の全部
17	無電柱化の推進に伴い、地中に設ける管路、とう道、マンホール及びハンドホールのために占有するとき。	占用料の全部
18	アーケードのために占有するとき。	条例で定める額に100分の80を乗じて得た額
19	公益法人が設ける有線テレビ(CATV)の架空道路縦断電線として占有するとき。	条例に定める額に100分の50を乗じて得た額
20	上空に設ける看板のために占有するとき。	条例に定める額に100分の30を乗じて得た額
21	柱類等に添架された広告のうち巻付広告として占有するとき。	条例に定める額に100分の65を乗じて得た額
22	工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局、その他これらに類する小型の無線基地局のために占有するとき。	条例で定める額に100分の70を乗じて得た額

23	駐車場(別表第1の4の項に規定する路外駐車場を除く。)のために占用するとき。	条例で定める額に100分の50を乗じて得た額
24	電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)のために占用するとき。	条例で定める額に100分の20を乗じて得た額
25	前項の占用物件と一体不可分な変圧器等の地上機器のために占用するとき。	条例で定める額に9分の8を乗じて得た額
26	政令第16条の2に規定する歩行者利便増進施設等のために占用するとき(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置が講ぜられるときに限る。)	条例で定める額に100分の90を乗じて得た額